

一、農林部農務課長を以て陳情すること
 二、農林部農務課長を以て陳情すること
 三、農林部農務課長を以て陳情すること
 四、農林部農務課長を以て陳情すること
 五、農林部農務課長を以て陳情すること
 六、農林部農務課長を以て陳情すること

財団法人 農林部農務課長を以て陳情すること
 財団法人 農林部農務課長を以て陳情すること
 財団法人 農林部農務課長を以て陳情すること

(三) 實 行 方 法

- 一、早稲被害の惨状を親しく視察方農林、内務並大蔵の三大臣に電報を以て陳情すること
- 二、本會決議の陳情書を總理農林内務大蔵文部鐵道逓信の各大臣に提出すること
- 三、貴衆兩院議長並各政黨總長に前項陳情書を提出すること
- 四、關係各縣農會會長上京し政府並政黨本部に陳情すること
- 五、帝國農會内に早稲地方縣農會聯合會事務所を設置すること
- 六、本運動に關しては關係縣農會議長會並縣町村長會等と連絡提携すること